

- 地上テレビ放送のデジタル化に当たっては、デジタル放送についてアナログ放送と同等のエリアを確保することで中継局の整備等を行ってきましたが、使用する電波の特性の違いなどにより、アナログ放送は受信できていたがデジタル放送は受信できないという新たな難視や外国波を含む他の電波との混信等が発生しています。  
これらデジタル難視については、国及び放送事業者が地元自治体・住民の方々とともに対策計画を策定し、国、NHK更には自治体の支援により対策を促進し、その解消を図ってきました。
- 平成24年3月31日の東北3県(岩手、宮城、福島)のアナログ放送の停波をもって、全国において地デジへの移行が完了しましたが、現在までに難視対策が完了しない世帯については、暫定衛星対策によりテレビを視聴する措置を講じています。  
これら世帯については、暫定衛星対策が終了する平成27年3月末までに、地域の放送番組を視聴いただけるよう共聴施設や高性能アンテナ等による恒久対策の実施に引き続き取り組んでいきます。

